

身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活

注意・警戒情報

不用品を
買取します!

買ったのに、強引に
貴金属
を買い取られた!



事例
不用品を買い取るというので業者を家に上げたら、貴金属はないかとしつこく聞いてくる。玄関に居座られたので、帰ってもらいたいあまり、売るつもりがなかったダイヤの指輪を売ってしまった。返却してもらいたい。



売るつもりのない貴金属等の売却を
迫られたら、きっぱり断りましょう!

- ◆衣類や家電製品など、不用品を買い取りますと言って業者が訪問してくる、いわゆる訪問購入の相談が増加しています。
- ◆事前の承諾なく勧誘することは禁じられていますので、突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう。
- ◆不用品を買い取ると言いながら、多くは貴金属の買取を目的としています。もし売るつもりのない物を探そう言われたら、きっぱり断りましょう!
- ◆契約する場合、書面をしっかりと確認しましょう。訪問購入は一部の商品を除きクーリング・オフの規定が適用され、期間内は購入業者に物品の引渡しを拒むことができます。
- ◆購入業者が帰らず困ったときは警察へ、契約トラブルになった場合には、消費生活センターに相談しましょう。



消費生活相談は
消費者ホットライン

☎局番なし

イヤヤ
188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)



募集中!!

参加無料 お気軽にご参加ください

くらしの経済講演会 in山北 2018

くらしに役立つ情報を紹介し、ライフプランなどをわかりやすくお話する講演会です。

- 日 時 1月28日(日) 14時から16時まで (受付は13時30分から)
- 場 所 山北町立生涯学習センター 多目的ホール
足柄上郡山北町山北1301-4(JR御殿場線「山北駅」より徒歩8分)
- 内 容 第1部 14:00-14:20
消費者被害未然防止に関する寸劇
出演 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)
東日本支部

第2部 14:30-16:00

講演「誰にでもできる資産を増やす極意」
人生100年時代を見据えた人生設計と
老後の資産形成の重要性について
講師 元・衆議院議員 杉村 太蔵 氏



- 対 象 どなたでもご参加いただけます。
- 定 員 250名(事前申込制)
- 申込み 氏名、郵便番号、住所、電話番号(携帯可)、
(ファックスによるお申込みの場合)ファックス番号、同行者全員の氏名、
駐車場使用の有・無を記載して、電話(0465-75-3646)か、
ファックス(0465-75-3661)により
1月15日(月)までに山北町商工観光課へお申込みください。
- 問合せ 山北町商工観光課商工観光班 電話 0465-75-3646
神奈川県金融広報委員会(神奈川県消費生活課内)
電話 045-312-1121(内線2642)

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



神奈川県

県民局くらし県民部消費生活課(かながわ中央消費生活センター)相談第二グループ

消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/div/0207/>

Facebook(かながわの消費生活) <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835

電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506